大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)2住所(団体にあっては所在地) 3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年6月4日から4月以内に東京都 産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目8番1号)に到着するよう提出してください。

1 店舗名 (仮称)銀座六丁目プロジェクト

2 店舗所在地 中央区銀座六丁目9番地2号ほか

3 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

4 設置者住所 千代田区丸の内一丁目3番3号

5 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

7 店舗面積の合計 1,330 ㎡8 駐車場の位置及び収容台数 店舗内12台

9 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内1台10 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内48㎡

11 廃棄物等の保管施設の位置及び 店舗内9.13㎡

容量

できる時間帯

12 小売業を行う者の開店時刻 午前10時13 小売業を行う者の閉店時刻 午後9時

14 来客が駐車場を利用することが 午前9時30分から午後9時30分まで

15 駐車場の自動車の出入口の数及 一箇所 敷地北側 び位置

16 荷さばき施設において荷さばき 午前6時00分から午後10時00分までを行うことができる時間帯

18 縱覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二

丁目8番1号)

19 縦覧期間 令和6年6月4日から令和6年10月4日まで。ただし、

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)

に定める休日を除く。

20 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午か

ら午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)2住所(団体にあっては所在地)3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年6月4日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目8番1号)に到着するよう提出してください。

1 店舗名 KITTE

2 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目7番2号

3 設置者名 日本郵便株式会社ほか2名

4 設置者住所 千代田区大手町二丁目3番1号ほか

5 変更前の設置者の代表者名 深澤 祐二 (東日本旅客鉄道株式会社)

6 変更後の設置者の代表者名 喜勢 陽一(東日本旅客鉄道株式会社)

9 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二

丁目8番1号)

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)

に定める休日を除く。

11 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午か

ら午後1時までを除く。